

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえた対応について

令和4年1月20日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

1月19日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、1月21日から2月13日までの期間、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県が特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域に追加されることとなりました。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限りテレワークや時差出勤を活用

各種会議・出張等はWEB会議の積極的活用等により真に必要なものに限定する
発熱等の症状が見られる場合の出勤自粛

以上